

展示会規約

セミコン・ジャパン（以下「本展示会」といいます。）へ出展する会社・団体など（以下「出展者」といいます。）は、本展示会規約（以下「本規約」といいます。）に定められた条件に従って出展を行うものとします。なお、本規約にある「主催者」とは有限会社セミ・ジャパンを指します。

第1条 出展申込み方法と契約成立条件

1. オンサイトブースセレクション時の申込み

- ①. オンサイトブースセレクションとは展示会会期中に次回の出展申込みを行うことを指します。
- ②. 出展申込者は、主催者が用意する「展示小間申込書」（以下「申込書」といいます。）に記載された事項を確認の上、申込書の所定欄に署名または記名・捺印し、これを主催者に提出するものとします。なお、申込者は、出展申込み会社・団体において当該業務の職務権限を有する課長職同等以上の方であることとします。
- ③. 主催者は、「申込書」の記載事項、出展申込者の署名または記名・捺印などにつき確認を行い、申込みを受け入れる場合には、申込書の写しに受入印を押し、出展申込者に渡すものとします。

なお、出展申込者が「申込書」に署名または記名・捺印した日（以下「基準日」といいます。）に「出展契約」が成立します。

2. 展示会終了後の申込み

- ①. 出展申込者は、主催者のホームページ上にある「セミコン・ジャパン出展申込」フォームに必要事項を入力し、印刷した「申込書」に署名または記名・捺印の上、主催者に送付するものとします。なお、申込者は、出展申込み会社・団体において当該業務の職務権限を有する課長職同等以上の方であることとします。
- ②. 主催者は、「申込書」を受領した後記載事項を確認し支障がないと判断したときは、当該「申込書」に受入の旨の捺印と受入日を入れ、その写しを出展申込者に返送するものとします。

なお、主催者が「申込書」に記載した受入日（以下「基準日」といいます。）に「出展契約」が成立します。

第2条 出展申込のお断り

主催者は、本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、主催者は独自の判断で

出展申込みをお断りすることができます。

第3条 小間代の請求と支払

1. 第1条に基づき「出展契約」が成立した場合、出展者は申込み時期により、次のいずれかの方法に従い支払を行うこととします。なお、支払は、主催者が指定する方法によるものとします。銀行口座に振り込む場合には、主催者が指定する銀行口座に振り込むものとし、振込手数料は出展者の負担とします。また、支払期日が、土日祝祭日にあたる場合には、直前の営業日を支払期日とします。
 - ①. 前年の「オンサイトブースセレクション」による申込みの場合は、小間代の20%を前金として、当年の4月25日までに支払うものとします。また、残金は申込みの展示会開催初日の4ヶ月前までに全額支払うものとします。
 - ②. 申込みする展示会開催年の3月25日以前に申込みの場合は、小間代の20%を前金として、同年4月25日までに支払うものとします。また、残金は申込みの展示会開催初日の4ヶ月前までに全額支払うものとします。
 - ③. 申込する展示会開催年の3月26日から4月25日までに申込の場合は、小間代の20%を前金として、同年5月25日までに支払うものとします。また、残金は申込みの展示会開催初日の4ヶ月前までに全額支払うものとします。
 - ④. 申込する展示会開催年の4月26日から展示会開催初日の4ヶ月前までに申込みの場合は、展示会開催初日の4ヶ月前までに全額支払うものとします。ただし、支払猶予期間が30日に満たない場合には、基準日の翌月25日までに支払うものとします。
 - ⑤. 展示会開催初日の4ヶ月前以降の申込みの場合は、小間代の全額を契約成立後30日以内に支払うものとします。ただし、展示会開催の初日の前日までに全額の支払が完了するものとします。
2. 出展者が上記1項の所定支払期限までに小間代全額の振込みを行わない場合、主催者は、期限経過日の翌日に当該「出展契約」が解約されたものとみなすことができます。その場合、主催者は、出展者に対し本規約第4条に従い解約料を請求できるものとします。

第4条 出展契約の解約等と解約料

1. 「出展契約」成立後は、出展者からの「出展契約」の解約・小間数の削減は原則として認められないものとします。
2. 前項にかかわらず、出展者がやむを得ない理由により「出展契約」の解約・小間数の削減を希望する場合には、主催者に対し、その理由などを明記した書状または電子メールによる解約申込通知あるいは小間数の削減申込通知を送付するものとします。主催者が「出展契約」の解約あるいは小間数の削減を受入する場合は、出展

者が、解約あるいは小間数削減の申出日から展示会開催初日までの期間に応じた下記の解約料あるいは一部解約料（以下まとめて「解約料」といいます。）を主催者が定めた日までに主催者に支払うことを条件として、「出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。

- ①. 「出展契約」成立後小間の一部もしくはすべてを解約する場合、支払の有無にかかわらず申出日が展示会開催初日の3ヶ月前の翌日以降の場合は申込小間代の100%を解約料として申し受けます。また、申出日から展示会開催初日の間が3ヶ月以上ある場合は、申込小間代の20%を解約料として申し受けます。
 - ②. 出展者が展示会開催前日の17:00 までに小間の使用を開始しない場合には、出展を取消したものと見なされ、申込小間代の100%を解約料として申受けます。
3. 前項に基づき出展者が解約通知を行った時点、あるいは出展者が出展を取り消したものと見なされた時点で、出展者が既に主催者に対して小間代の全部または一部の支払を行っている場合には、前各項に定める解約料は、当該支払済みの小間代から充当されるものとし、充当後残金がある場合は、主催者の定めた方法および期日に従い主催者から出展者に返金されるものとします。

第5条 出展小間代

出展小間代は、主催者が別途提供する「出展のご案内」の記載通りとします。

第6条 小間位置の決定

1. オンサイトブースセレクションの場合は、主催者が決定したレイアウト図面をもとに、出展者が選ぶものとします。出展者が小間位置を選ぶ順番は会員資格の有無・過去の出展実績によるプライオリティーポイント（会員のみ）等を考慮し、主催者が決定します。
2. オンサイトブースセレクションで選ばれなかった小間に関しては、4月25日までの出展申込みにおいては、申込み時に主催者の提示する候補の中から出展者が選ぶことが出来るものとします。
3. 4月26日以降の出展申込みの場合は、主催者が小間位置を決定するものとします。

第7条 保税、知的財産権保護、禁止事項

1. 外国製出展品（装飾物含む）の持込みについて
主催者は、展示会場全ホールを保税展示場として申請することがあります。保税展示場として承認されますと、日本国外で生産、製造されたもので、まだ輸入通関手続きを済ませていないものを、輸入通関することなく外国貨物のまま出展すること

ができます。

2. 工業所有権に関する出願前出展物についての保護

主催者は、特許庁長官に対し、次の各法律の該当条項の規定による指定を受けるための申請を行うことがあります。この指定が受けられた場合は、出展物のうち特許、実用新案または商標の出願予定のある出展物について出展者は、必要な手続きをとることにより、関連法規が定める特例の適用が受けられます。なお、本件についての詳細は、指定が受けられた際に改めて出展者にご連絡します。

- ①. 特許法第30条
- ②. 実用新案法第11条
- ③. 商標法第9条

3. 禁止行為

①. 小間の転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。

②. 別会場への誘導を目的とした出展

本展示会場以外の場所で自己の主要な製品の展示やセミナーなどを行い、本展示会の来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。

③. 出展物の即売

本展示会場での出版物、ソフトウェア製品を除く出展物の即売を禁止します。なお、出版物、ソフトウェア製品の即売を行う場合においても、その内容につき事前に主催者の受入を得てください。

④. 迷惑行為

出展者が本展示会に関連して実施する展示・イベント・講演等の全ての行為に対し、主催者が下記のような迷惑行為に該当するものと判断した場合には、当該行為の改善を求めます。これに従わない場合には、当該行為の即時中止もしくは全ての展示・イベント・講演の即時撤収をさせていただくことがあります。出展者は、主催者に対して、この「改善」「即時中止」「即時撤収」の措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとします。なお、これらの措置の実施に当たり主催者が費用負担をした場合は、出展者にはその費用の全額を主催者に返金する義務が生じるものとします。

- 小間外通路の使用（来場者の誘引やアンケート等）により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合
- スピーカー等の音量により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合。
- その他、光線・熱気・ガス・臭気・振動・スモーク等により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合

- 社会通念に照らして、技術紹介としての品位に著しく欠ける展示／ 行為である場合
 - 技術紹介の場にふさわしくない公序良俗に反する展示／行為である場合
- ⑤. 「個人情報」収集を主目的とした出展の禁止自己のブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスの販売促進活動をすることなく、来場者の「個人情報」の収集を主目的として行う出展は禁止します。

第8条 共同出展の取扱い

二つ以上の会社・団体が共同で出展を申込み場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体（以下「代表出展者」といいます。）が申込みを行い、共同出展者の名称・連絡先等については別途主催者へ通知するものとします。なお、主催者からの連絡、来場者案内品などの送付は、代表出展者に対してのみ行うこととさせていただきます。詳細は「出展者マニュアル」をご参照ください。

第9条 出展物等の設置・小間装飾および撤去

1. 出展物等の会場への搬入と設置は、別途主催者より通知される期間に行われるものとします。ただし、小間内の出展物設置は、本展示会開催初日の前日までに完了するものとします。なお、出展者が、本展示会開催初日の前日の17:00までに、自社の小間を占有しなければ、主催者は「出展契約」が解約されたものとみなします。
2. 小間装飾は、主催者が送付する出展者マニュアルのルールに準じて行なってください。
3. 出展者マニュアルのルールに違反する装飾は撤去されることがあります。
4. 出展者は、会期中の出展物等の搬入、搬出、移動の際は、必ず主催者の承認を得た後に、作業するものとします。
5. 小間内の出展物および装飾物等は、主催者より通知される期間に、撤去を完了してください。その時まで撤去されないものは出展者の費用で主催者により撤去されるものとします。

なお、出展物等の設置および撤去については、上記以外に「出展者マニュアル」の規定に従わなければなりません。

第10条 個人情報の取り扱いについて

1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、「個人情報」保護法及び関連法令を遵守するものとします。特に「個人情報」を第三者に提供する場合は、必ず当該「個人情報」の本人から同意を得るものとします。なお、出展者と当該「個人情報」の本人との間で当該「個人情報」に関して紛争などが生じた場合は、両者

で協議して当該紛争などの解決にあたるものとし、主催者はそれについて一切の責を負わないものとし、

2. 本展示会への申込みに伴う各種データについては、主催者により「SEMI ジャパン プライバシーポリシー」に準じて適切に保護・管理されます。詳細は <http://www.semi.org/jp/index.htm> をご参照ください。

第11条 損害賠償

1. 主催者は、理由の如何を問わず、出展者およびその従業員または代理人が、小間を使用または占有することによって発生した人、物品および施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。出展者は、主催者に対して、自己の責任において小間を安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、すべての損害につき賠償責任を負うものとし、
2. 主催者は、本展示会期間中、常時展示会の安全性と保安に留意しますが、出展者は、展示物および資材の盗難、失火等に対して、それぞれ自己の責任において万全を期すものとし、
3. 主催者が、自ら責任を負うべき事由によって本展示会を中止した場合に限り、出展者が小間を使用できなくなったことについて、主催者は出展者に対して残余展示日数を基準として、日割り計算した小間料金の払戻を行います。これをもって補償のすべてとします。なお、主催者は、直接・間接的な自然災害による損害の発生などの不測の事態、あるいは国、地方自治体などの命令または指示、その他不可抗力事由により出展者に生じる損害については一切の責任を負いません。

第12条 展示会の延期・中止

1. 天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期・中止を決定できるものとします。
2. 主催者は、前項により本展示会の開催を延期・中止した場合においても、出展社への小間料金の返金等は一切行ないません。

第13条 解除

1. 出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、主催者は、何らの通知・催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに「出展契約」を解除できるものとし、
 - ①. 所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納処分等を受けたとき。但し、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く
 - ②. 支払停止があったとき、支払不能に陥ったとき

- ③. 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
 - ④. 出展者または展示を予定している展示物が、本展示会の開催目的や出展対象に適さないと主催者が判断した場合、その他出展者の社会的信用にかかわる民事上、刑事上または行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪行為その他が行われたあるいはその恐れがあると認められることから、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき
 - ⑤. 前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部または一部、もしくは出展マニュアル等に違背し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定める相当期間内に当該瑕疵が治癒されないとき
2. 本条に基づき主催者が「出展契約」を解除した場合、主催者は、第4条の定めによる解約料およびその他の損害の賠償を、出展者に請求することを妨げられないものとします。

第14条 準拠法および合意管轄

本規約ならびに「出展契約」は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、主催者の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。